

2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.3.25	R2.4.8	(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する「事実」が発生して、これを証明する“証拠”文書等 (ロ) 同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書など（具体的実行策等） 以上、1、2の“事実”を証明する組織共用文書（公文書）を開示下さい。以上					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
2	R2.3.25	R2.4.8	平成26年度以降 1 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その“事実”を証明する“証拠”文書等の公文書とは何ですか？ 2 1の場合、漏洩事故の被害者である請求者にその“事実”を報告した証明となる“証拠”文書等の公文書は何ですか？ 3 1・2の公文書が無い場合、 「東京都コンプライアンス基本方針」地方公務員法等の法令・各種条例等の規定等から、公文書の不作為行為が正当化される理由・根拠を証明する“証拠”は何ですか？ 以上の“事実”を証明する“証拠”を開示下さい。 4追加 貴部局で個人情報の漏洩事故が発生した場合、都庁内部局の何処に事故報告を行なうのか？ 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課